３　委託業務編

第１章　測　量　業　務

第１．配水管工事測量業務

１．適 用 範 囲

配水管工事に係る測量業務は、本節及び「第１編第１章第２．工事費の積算　１．直接工事費　５．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」（令和８年度版）による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、３者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格を採用すること。

２．道路交通量調査

（１）労務費

交通量観測費における交通量調査員の職種は、軽作業員を準用するものとする。

（２）労務単価補正

交通量観測費における労務単価は、次表のとおり補正を行うものとする。

表２－１　　P：軽作業員の基準日額　ｒ：割増対象賃金比

交通量観測時間	昼間 12 時間観測	昼夜間 24 時間観測		夜間 12 時間観測
		昼間 12 時間	夜間12時間	
補正単価	$P\times(1+\frac{5.0}{8}r)$	$P\times(1+\frac{4.375}{8}r)$	$P\times(1+\frac{5.875}{8}r)$	$P\times(1+\frac{6.5}{8}r)$

※本表の時間帯は、昼間７～19時、夜間19時～７時の設定であり、時間帯が変わる場合は別途算出するものとする。

第２章　設　計　業　務

第１．配水管工事設計業務

１．適 用 範 囲

配水管工事に係る設計業務は、本節及び「第１編第１章第２工事費の積算　１．直接工事費　５．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、「水道事業実務必携」による。

なお、見積りにより単価（歩掛）を設定する場合には、原則として、３者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格（歩掛）を採用すること。

２．数量計算システムの使用における適用基準

配水管工事に係る設計業務委託において、数量計算システムの使用料が発生する場合に次表のとおり計上する。

表２－１　数量計算システム費　（１式当り）

工　　種	単位	数量	摘　　要
数量計算システム費	業務	1	直接経費として計上 「管路資材等価格調査報告書」参照